

## 卒業の認定に関する方針について

卒業の認定方針については、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育規程第 16 条及び第 17 条に規定している。

具体的には、国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領に基づいて評価し、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則 26 に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則 28 に規定する所定の単位を修得した者に対し、卒業（修了）を認めている。

### 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

#### 就労移行支援（養成施設）理療教育規程（抜粋）

（評価及び単位修得）

第 16 条 理療教育の利用者に対する評価は、各授業科目の教育効果を判定し、以後の教育に活用するために、「国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領」に基づき実施するものとする。

2 各学年末の評価により、別に定める「進級又は卒業（修了）基準」に基づき、当該授業科目の単位修得の有無について判定する。

3 その他評価について必要な事項は、別に定める。

（進級又は卒業（修了）の認定）

第 17 条 理療教育の各課程において、別に定める「進級又は卒業（修了）基準」に規定する所定の単位を修得した者に対し、次学年への進級又は卒業（修了）を認める。

2 前項の規定により利用者の進級又は卒業（修了）を認定するに当たっては、別に定める会議（以下「支援決定会議」という。）の議を経るものとする。

### 国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領（抜粋）

#### 第 3 章 教育的サービス

##### 第 1 節 理療教育の目標

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和 26 年文部・厚生省令第 2 号。以下「認定規則」という。）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領（平成 12 年 3 月 31 日健政発第 412 号。以下「指導要領」という。）、その他の関係法令に基づき、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成を行い、社会に貢献し得る有能な施術者として自立と社会参加を図るものとする。

##### 第 2 節 理療教育の内容

1 評価の主眼

理療教育規程に定める各科目の授業における教育効果の評価を行い、課題を抽出し、その結果に基づき、理療教育の目標及び支援計画を策定する。

2 評価の内容

必要とされる知識の理解度（認知領域）、教授された技能の習熟度（精神運動領域）、施術者として必要な態度（情意領域）の評価を実施する。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局

就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則（抜粋）

（単位修得の要件）

26 授業科目の単位を修得するには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること。

(2) 当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること。（ただし、病気等やむを得ない事情により欠席時数が実授業時数の3分の1を超えたと認められる場合、実授業時数の3分の1の10%の範囲の時数においては補講で補うことができる。）

（卒業の要件）

28 各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とする。